

## 船舶国籍証書の検認申請手続について (総トン数20トン以上の日本船舶)

根拠法令：船舶法第5条ノ2

申請対象者：船舶所有者（又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士）

提出時期：船舶国籍証書の交付を受けた日又は前回の検認を受けた日より  
総トン数100トン以上の鋼製船舶は4年  
総トン数100トン未満の鋼製船舶は2年  
木製船舶は1年  
の経過後、国土交通大臣の定める期日まで。

申請書様式：船舶国籍証書検認申請書

添付書類

(個人名義の場合)

- ・船舶国籍証書、船舶登記簿謄本、名義人の住民票

(法人名義の場合)

- ・船舶国籍証書、船舶登記簿謄本、法人の登記事項証明書（登記簿謄本）、代表者を含む業務執行役員の2/3以上の住民票

いずれも発行後3ヶ月以内のもの。

(注1) 検認審査による確認後、添付書類はお返しします。

(注2) 実船検認の場合、船舶国籍証書の原本の提示は実船検認時でもかまいませんが、その時は申請時に写しを添付してください。

(注3) 実船検認に際しては、船舶測度官の臨検を受ける日時、場所を事前に調整する必要がありますので、期日には余裕を持って申請手続きを行ってください。

(注4) 検認期限指定書又は検認延期許可書を受けている場合は、併せて添付してください。

手数料：無料

提出窓口：最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）又は運輸支局（事務所）

受付時間、交付日時等：提出先にお問い合わせください。

国土交通省

北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	: 011-290-2771
東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	: 022-791-7516
関東運輸局海上安全環境部監理課	: 045-211-7222
北陸信越運輸局海上安全環境部	: 025-244-6113
中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	: 052-952-8021
近畿運輸局海上安全環境部監理課	: 06-6949-6423
神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課	: 078-321-7052
中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	: 082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	: 087-825-1189
九州運輸局海上安全環境部監理課	: 092-472-3173
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課	: 098-862-1454